## 素案

(平成 29 年 10 月時点)

北本市第五期障害福祉計画 またもとしだいいっきしょうがいふくしけいかく 北本市第一期障害児福祉計画

> へいせい ねん がつ 平成30年 月 北本市

# もく じ ク

1	計画の策定にあたって
( 1	thinks as string the string that the string that the string the string that the string the string that the string the s
(2	tung to the photo phot
(3	けいかく きかん 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4	しょうがいしゃきほんほう もと しょうがいしゃけいかく かんけい 障害者基本法に基づく障害者計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5	しょう しゃ じ たいしょう さ て び す ぜんたいぞう 障 がい者(児)を対 象としたサービスの全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(6	しょう しゃ じ けんり ようご すいしん 障 がい者(児)の権利の擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	た。 しゃ じ
( 1	しょう しゃすう すいいとう 障 がい者数の推移等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2	とくべつしぇんがっこうざいせきしゃすうとう 特別支援学校在籍者数 <del>等</del> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3	しょう しゃ しゅうしょくじょうきょう 障がい者の就職状況
(4	ぁ ん ゖ ー と ちょうさけっかがいよう アンケート調査結果概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(5	しょう しゃすう すいけい <b>障 がい者数の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>
3	たまんもくひょう へいせい ねんど しょうらいぞう 基本目 標 (平成32年度の将 来像)
( 1	ふくししせっ にゅうしょしゃ ちぃきせいかっ いこう 福祉施設の入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2	せいしんしょう たいおう ちぃきほうかつけ あ し す て む こうちく 精 神 障 がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(3	ちぃきせいかつしぇんきょてんとう せぃぴ 地域生活支援拠点等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4	<sup>ふくししせっ いっぱんしゅうろう</sup> いこうとう 福祉施設から一般就 労への移行等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5	しょう じ しぇん ていきょうたいせい せいびとう 障 がい児支援の提 供体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	さ - ʊ チ たいけい サービス体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	t – ʊ サ たいけい ナービス体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	e - ʊ f tultu サービス体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	
5 (1	た。

(4)	。
(5)	しょう しょえん ) <b>障がい児支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>
6 ‡	<sup>ちいきせいかつしえんじぎょう み こ りょう</sup> 地域生活支援事業の見込み 量
(1)	りかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう ) 理解促進研修・啓発事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)	
(3)	- そうだんしぇんじぎょう ) 相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4)	
(5)	ぃ し そっぅ しぇ んじぎょぅ ) <b>意思疎通支援事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</b>
(6)	にちじょうせいかつょう ぐきゅうふとうじぎょう ) 日 常生活用具給付等事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(7)	しゅわほうしいんようせいけんしゅうじぎょう ) 手話奉仕員養成研修事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(8)	
(9)	
(10)	た じぎょう ) <b>その他の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>
。 《サ-	- ʊ ฐ みこみりょういちらん <b>ービス見込量一覧》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>
7 I	。ょうがいふくし さ ー び すとうみこみりょうかくほ 障 害 福祉サービス等見込量確保のための方策
(1)	・・・
(2)	にっちゅうかつどうけい さ ー び す
(3)	きょじゅうけいさ ー び す
(4)	そうだんし えん
(5)	L <sub>&amp;</sub> રે ુ દ ત્ર્રહ
(6)	ち い きせいかつし え <u>ん</u> じぎょう
(0)	

### じりょう

- きたもとしだいごきしょうがいふくしけいかく だいいっきしょうがいじふくしけいかくさくていいいんかいせっちきてい(2) 北本市第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画策定委員会設置規程
- きたもとしだいごきしょうがいふくしけいかく だいいっきしょうがいじふくしけいかくさくていいいんかいいいんめいぼ(3)北本市第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画策定委員会委員名簿
- きたもとしだいごきしょうがいふくしけいかく だいいっきしょうがいじふくしけいかくさくていかんじかいせっちきてい(4) 北本市第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画策定幹事会設置規程
- きたもとしだいごきしょうがいふくしけいかく だいいっきしょうがいじふくしけいかくさくていかんじかいかんじめいぼ(5)北本市第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画策定幹事会幹事名簿

※ 本計画では、「障がい者」等の表記については、平成23年に定めました「障害者の「害」の字を ひらがな表記とすることに関する指針」に基づき、法令の名称や用語、制度・事業名、固有名詞、 専門用語などを除き、障がい者の「害」の字を「がい」と表記します。

※ 本計画における「障がいのある人」等の範囲は、特に定めがない限り、以下のとおりです。 「障がいのある人」・・・身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害及び高次脳機能障害を含む)及び難病患者であって児童を含むもの

「障がい者」・・・障害者総合支援法に定める「障害者」。

「障がい児」・・・児童福祉法に定める「障害児」。

## (1) 計画策定の背景

平成 18 年 10 月に施行された「障害者自立支援法」においては、障がいの種別ごとに 提供されてきたサービスの一元化や、既存のサービス体系の再編、利用者負担の見直し などが行われるとともに、サービスの提供体制を計画的に整備するために都道府県及び 市町村に対して「障害福祉計画」の策定が義務付けされました。

その後、「障害者自立支援法」の改正法である「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)が、平成25年4月(一部、平成26年4月)に施行され、制度の谷間を埋めるため障害福祉サービスの対象となる障害者の定義に難病等が追加されるなどの改正が行われました。

なお、「障害者総合支援法」の附則においては、同法の施行後3年を目途として見直しを行うこととされていました。これを受けて、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成28年5月に成立し、平成30年4月に施行されることとなっています。この「児童福祉法」の改正において、都道府県及び市町村に対して新たに「障害児福祉計画」の策定が義務付けされました。

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の規定により、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)(以下「基本指針」という。)に即し定めるものとされ、また、一体のものとして作成することができるとされています。

このため、本市においては、「第四期障害福祉計画」(平成 27 年度~平成 29 年度)の計画期間の終了にともない、基本指針に即し、新たに「第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画」(平成 30 年度~平成 32 年度)を策定するものです。

#### 「障害者総合支援法」から抜粋

(市町村障害福祉計画)

- 第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律 に基づく業務の円滑な実施に関する計画 (以下「市町村障害福祉計画」という。) を定めるもの とする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する 事項
  - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第 三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その 他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事 項

 $(4 \sim 5$  略)

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画 と一体のものとして作成することができる。

#### 「児童福祉法」から抜粋

(市町村障害児福祉計画)

- 第三十三条の二十 市町村は、<u>基本指針</u>に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について 定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の ための方策
  - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の確保に係る医療機関、教育機関その 他の関係機関との連携に関する事項

 $(4 \sim 5$  略)

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

## (2)計画の基本的な考え方

本市では、国の「基本指針」における障害福祉計画及び障害児福祉計画(以下「障害福祉計画等」という。)の基本的な理念を踏まえ、次の6つのことを本市における障害福祉計画等の基本的な考え方(方向性)とします。

### ① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定権を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくための、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

### ②相談支援体制の充実

障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保とともに、これらのサー ビスの適切な利用を支える相談支援が必要であり、今後も中立・公平な立場で適切な 相談支援が実施できる体制の充実を図っていきます。

### ③障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備

障がいのある人が希望した障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を地域で受けられるようにサービスの提供体制の整備を進めます。特に、要望の多い日中活動系のサービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所等)が受けられるよう、サービスの提供体制の整備を進めます。

### (4) 入 所 施設等から地域生活への移行の推進

地域における居住の場としてのグループホームの整備を進めるとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所又は病院への入院から地域への移行を進めます。

### ⑤福祉施設から一般就 労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

## ちいききょうせいしゃかい じつげん む ほうかつてき しえんたいせい こうちく ⑥地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築

特別な支援が必要な精神障がい者や、医療的ケア児など、障害のある人について、 医療、保健、福祉等の関係機関が連携を図り、包括的な支援ができるよう体制の整備 を進めます。

### (3)計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3か年を計画期間とします。

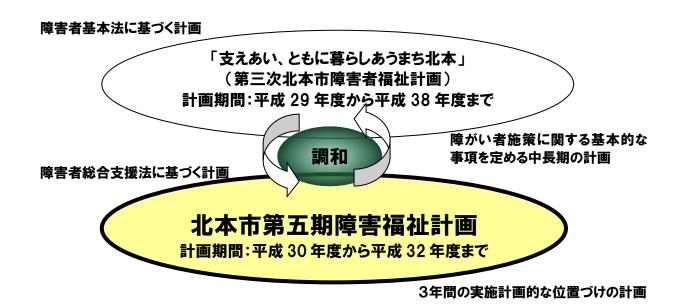
平 成 27 年度 28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度	37 年度	38 年度
第四期障害福	第五期障害福祉計画 第一期障害児福祉計画				第六期障害福祉計画 第七期障害福祉計画 第二期障害児福祉計画 第三期障害児福祉計画					
第二次北本市 障害者福祉計画 支えあい、ともに暮らしあうまち 北本の実現										

## (4) 障害者基本法に基づく障害者計画との関係

本計画は、障害者総合支援法第88条に定める「障害福祉サービス、相談支援及び地域 生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」、児童福祉法第32条の20に定める「障害 児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談 支援の円滑な実施に関する計画」に位置づけられますが、障害者基本法第11条に基づく 障害者基本計画とは調和が保たれていることが求められます。

本市では、平成 29 年度に「第三次北本市障害者福祉計画(「支えあい、ともに暮らしあうまち 北本」の実現)(計画期間:平成 29 年度から平成 38 年度まで)」を策定しました。

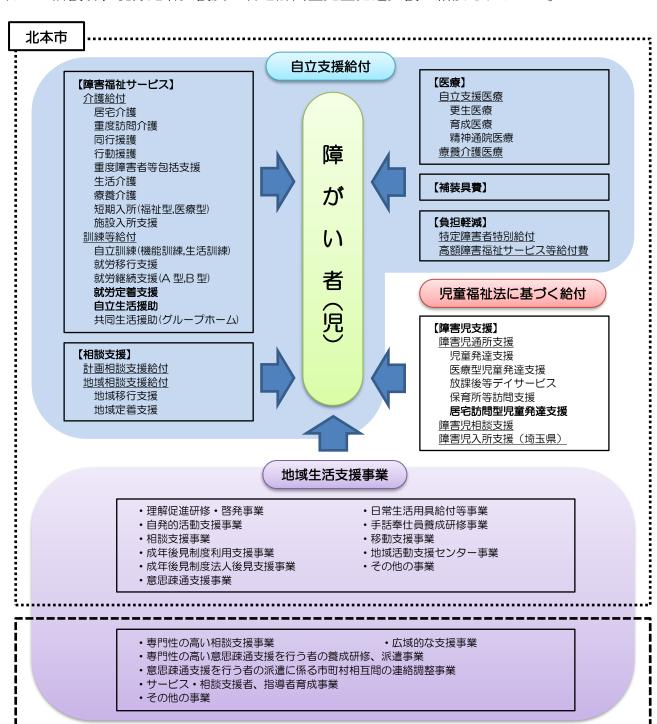
本計画の実施にあたっては、第三次北本市障害者福祉計画と調和を保ちながら、進めていくこととします。



## (5) 障がい者(児)を対象としたサービスの全体像

障がい者(児)を対象としたサービスは、障害者総合支援法に定められており、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、利用者の状況に応じて市町村が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。また、障がい児を対象としたサービスは、別途児童福祉法に定められています。

なお、平成30年4月施行の改正障害者総合支援法等により、新たなサービスとして、 自立生活援助、就労定着支援及び居宅訪問型児童発達支援が創設されました。



埼玉県

### (6) 障がい者(児)の権利の擁護の推進

#### ① 障がい者等への虐待の防止

市と市障がい者虐待防止センターは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」に沿って、埼玉県障害者権利擁護センターや福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障がい者及び障がい者団体、学校、警察、民生委員・児童委員等と連携し、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。

#### ② 障がいを理由とする差別の解消の推進

地域共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障がい者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、障がい者等に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定するとともに、対象となる障がい者等は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではないこととしています。

本市では障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行います。

#### ③ 成年後見制度の利用の支援

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、制度の周知及び利用を促進を図ります。

- 障害者虐待防止法には、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業者は、 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、 従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければならないとされています。
- 指定障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者は、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」に基づき、障がいを理由とする差別を解消するための取組を行うにあたり、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待されています。

# 2 障がい者(児)の状況等

## しょう しゃ じ すう すいいとう (1) 障がい者(児)数の推移等

#### 【障害者手帳所持者数】

平成29年3月31日現在、身体障害者手帳所持者は2,028人、療育手帳所持者は420人、精神障害者保健福祉手帳所持者は431人となっています。構成をみると、精神障害者保健福祉手帳所持者が療育手帳所持者を上回っています。

なお、人口に占める割合は3障がいあわせて4.27%となっています。

■障害者手帳所持者数の推移■

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
人口	68, 806	68, 440	67, 960	67, 381
ДП	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
自体赔害老毛帳記法老	1, 949	1, 972	2, 003	2, 028
身体障害者手帳所持者	(2. 83%)	(2. 88%)	(2. 95%)	(3. 01%)
療育手帳所持者	381	387	409	420
旗目于顺门行名	(0. 55%)	(0. 57%)	(0. 60%)	(0. 62%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	350	367	403	431
稍钟障告有 体链伸位于恢 <b>约</b> 持有	(0. 51%)	(0. 54%)	(0. 59%)	(0. 64%)
3障がい合計	2, 680	2, 726	2, 815	2, 879
の内がい口引	(3. 90%)	(3. 98%)	(4. 14%)	(4. 27%)

(単位:人、各3月末)

年齢内訳をみると、身体障がい者では、所持者のほとんどが 18 歳以上となっています。知的障がい者では 18 歳未満が約 3 割 (27.6%)、18 歳以上が約 7 割 (72.4%)の構成となっています。

■年齢内訳■

	— I mp/	, µ/ <b>. —</b>	
	18歳未満	18歳以上	合計
自从陪宝老手框配件老	38	1, 990	2, 028
身体障害者手帳所持者	(1.9%)	(98. 1%)	(100%)
療育手帳所持者	116	304	420
	(27.6%)	(72. 4%)	(100%)

(単位:人)

障がい程度内訳をみると、身体障がい者では1級・2級をあわせた重度障がいが約半数(47.8%)を占め、知的障がい者でも、最重度・重度が約半数(48.6%)となっています。精神障がい者は、約7割が2級所持者となっています。

■程度内訳■

— I=\(\infty\)!							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
身体障害者手帳所持者	701	268	335	507	108	109	2, 028
<b>分</b> 体阵告有于恢闭符名	(34.6%)	(13. 2%)	(16.5%)	(25.0%)	(5. 3%)	(5.4%)	(100%)
	最重度	重度	中度	軽度	合計		
<b>康女工能</b> 武士老	99	105	117	99	420		
療育手帳所持者	(23.6%)	(25.0%)	(27. 9%)	(23.6%)	(100%)		
	1級	2級	3級	合計			
精神障害者保健福祉	21	308	102	431			
手帳所持者	(4.9%)	(71.5%)	(23. 7%)	(100%)			

#### 【障害支援区分認定者数(平成29年3月31日現在)】

介護給付等の申請があった場合に障害支援区分の認定が行われます。平成29年3月31日現在、障害支援区分認定者数は身体障がい者で104人、知的障がい者で167人、精神障がい者で51人となっています。

■障害支援区分認定者数■

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
白什哈北江、土	0	9	19	12	20	44	104
身体障がい者	(0.0%)	(8. 7%)	(18. 3%)	(11.5%)	(19. 2%)	(42.3%)	(100%)
たn Ab (1	1	11	28	44	37	46	167
知的障がい者	(0.6%)	(6.6%)	(16.8%)	(26. 3%)	(27.5%)	(27.5%)	(100%)
精神障がい者	6	25	6	9	4	1	51
	(11.8%)	(49.0%)	(11.8%)	(17. 6%)	(7.8%)	(2.0%)	(100%)

(単位:人)

### 【市内にある障害福祉サービス事業所(平成 29 年 8 月 1 日現在)】

事業所・施設の名称	サービスの種類	主たる対象者
	居宅介護	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等
けあビジョン北本	重度訪問介護	身体障がい者
	同行援護	身体障がい者、障がい児
社会福祉法人	居宅介護	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等
北本市社会福祉協議会	重度訪問介護	身体障がい者
北本市立あすなろ学園	生活介護	知的障がい者
北本市立のするつ于国	就労継続支援B型	知的障がい者
	居宅介護	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等
ニチイケアセンター北本	重度訪問介護	身体障がい者
	同行援護	身体障がい者、障がい児、難病等
ひまわり介護サービス	居宅介護	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児
いるインノハ・良ノ・こハ	重度訪問介護	身体障がい者
北本市総合福祉センター	生活介護	身体障がい者
北本市立ふれあいの家	生活介護	身体障がい者、知的障がい者
コープみらい北本介護センター	居宅介護	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児
コープのからのは本外設とファ	重度訪問介護	身体障がい者
愛の手まごころサービス	居宅介護	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等
	重度訪問介護	身体障がい者
てんとうむし北本	就労移行支援	精神障がい者
グループホームたんぽぽ	共同生活援助	知的障がい者
	児童発達支援	障がい児
北本市立児童発達支援センター	保育所等訪問支援	障がい児
	計画相談支援	障がい児
こども支援センターいろは	放課後等デイサービス	障がい児
ジュニアジョブサポートさくら	放課後等デイサービス	障がい児
放課後等デイサービスすきっぷ	放課後等デイサービス	障がい児
放課後等デイサービスじゃんぷ	放課後等デイサービス	11 12
こぱんはうすさくら北本教室	放課後等デイサービス	障がい児
	児童発達支援	障がい児
	居宅介護	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等
介護ステーションとまと	重度訪問介護	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等
	同行援護	身体障がい者、障がい児、難病等
	居宅介護	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等
クローバー	重度訪問介護	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等
	行動援護	知的障がい者、精神障がい者、障がい児
	同行援護	身体障がい者、障がい児、難病等
相談支援事業所ぽぽろ	計画相談支援	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児
障害児相談支援室 スマイルすきっぷ	計画相談支援	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児
障害者相談支援事業所クオーレ	 計画相談支援	  身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児

## とくべつしぇんがっこうざいせきしゃすうとう(2)特別支援学校在籍者数等

#### 【特別支援学校等】

平成29年4月1日現在、特別支援学校等の小学部に24人、中学部に20人、高等部に32人の児童・生徒が通っています。

#### ■特別支援学校等へ通学している児童数(小学部)■

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
騎西特別支援学校	1	9	2	1	3	2	18
川島ひばりが丘特別支援学校	0	0	0	2	0	2	4
特別支援学校塙保己一学園	0	1	0	0	1	0	2
計	1	10	2	3	4	4	24

(単位:人)

#### ■特別支援学校等へ通学している生徒数(中学部)■

	1年	2年	3年	合計
騎西特別支援学校	5	9	1	15
川島ひばりが丘特別支援学校	1	1	2	4
筑波大学附属桐生が丘特別支援学校	1	0	0	1
計	7	10	3	20

(単位:人)

#### ■特別支援学校等へ通学している生徒数(高等部)■

	1年	2年	3年	合計
騎西特別支援学校	9	7	7	23
川島ひばりが丘特別支援学校	1	2	2	5
特別支援学校さいたま桜高等学園	1	1	0	2
久喜特別支援学校	1	0	0	1
特別支援学校羽生ふじ高等学園	1	0	0	1
計	13	10	9	32

(単位:人)

※ 平成29年4月1日現在

#### 【特別支援学級】

平成29年4月1日現在、市内の小学校7校に44人の児童が、中学校4校に27人の 生徒が在籍しています。

■特別支援学級児童数(小学校)■

	学級数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
中丸小学校	2 クラス	0	2	2	2	2	4	12
石戸小学校	1 クラス	0	1	1	0	0	1	3
南小学校	2 クラス	0	0	2	2	2	1	7
栄 小 学 校	2 クラス	0	0	0	2	1	2	5
西小学校	2 クラス	2	0	1	0	0	1	4
東小学校	2 クラス	2	0	1	1	1	4	9
中丸東小学校	2 クラス	1	1	0	0	1	1	4
計	13 クラス	5	4	7	7	7	14	44

(単位:人)

#### ■特別支援学級生徒数(中学校)■

	学級数	1年	2年	3年	計
北本中学校	2 クラス	4	2	5	11
東中学校	2 クラス	4	0	4	8
西中学校	2 クラス	2	2	2	6
宮内中学校	2 クラス	0	1	1	4
計	8 クラス	10	5	12	27

(単位:人)

※ 平成 29 年 4 月 1 日現在

## (3) 障がい者の就職状況

#### 【大宮公共職業安定所(ハローワーク大宮)】

大宮公共職業安定所管内\*の障がい者就職数は、第四期計画期間中で、平成 27 年度 508 人、平成 28 年度 573 人と年々増加しています。

■大宮公共職業安定所管内の障がい者就職者数■

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他の障がい者	合計
平成 20 年度	120 (55)	75 (47)	53	2	250
平成 21 年度	103 (49)	103 (67)	57	0	263
平成 22 年度	97 (36)	81 (55)	66	3	247
平成 23 年度	108 (54)	92 (54)	96	5	301
平成 24 年度	124 (58)	145 (79)	159	4	432
平成 25 年度	138 (62)	148 (75)	226	9	521
平成 26 年度	171 (75)	99 (56)	219	9	498
平成 27 年度	149 (71)	84 (31)	265	10	508
平成 28 年度	146 (70)	131 (51)	287	9	573

#### ※( ) 重度障がい者数

(単位:人、3月末現在)

#### 大宮公共職業安定所管内

さいたま市のうち西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区、鴻巣市(旧吹上町、旧川里町を除く)、上尾市、桶川市、北本市、蓮田市、伊奈町

#### 【北本市障がい者就労支援センター】

平成 24 年 10 月に設置した北本市障がい者就労支援センターは、就労支援相談員が 就労を希望する障がい者の相談を受け、本人の希望、能力、障がい特性等に応じ、ハロ ーワークへの登録、会社見学、職場実習、面接等の支援をしています。就職後も定期的 に職場訪問を行い、本人と職場の双方が障がい特性を理解しながら職場に定着できる よう支援をしています。

平成29年3月31日現在の登録者数は114人、就労者数は57人となり、登録者の半数が就労に結びついています。

■北本市障がい者就労支援センター登録者数等の状況■

		登録者数(人)				就労者数(人)					就労率
	身体	知的	精神	その他	合計	身体	知的	精神	その他	合計	机力平
平成 24 年度	0	13	4	0	11	0	5	1	0	6	35.3%
平成 25 年度	9	27	28	2	66	1	14	6	0	21	31.8%
平成 26 年度	12	39	41	1	93	3	12	9	0	24	25.8%
平成 27 年度	12	44	51	1	108	5	18	11	0	34	31.5%
平成 28 年度	13	44	56	1	114	6	24	27	0	57	50.0%

※その他は、難病等の人、障害者手帳申請中の人の数。

(単位:人、各3月末)

あんけーとちょうさけっかがいよう(4)アンケート調査結果概要

別掲

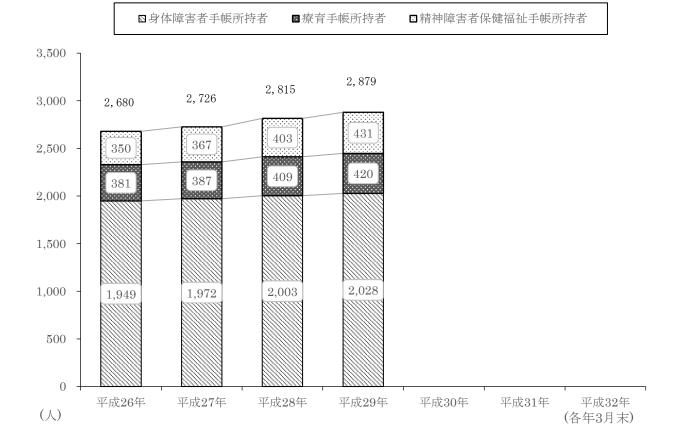
#### しょう しゃすう すいけい (5) 障がい者数の推計

障害福祉サービス見込量算出のために、平成30年から平成32年の障がい者数を推計しました。これまで、身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、一貫して増加傾向にあり、計画期間の3年間についてもこの増加傾向が続くと仮定し、推計を行ったものです。

■障害者手帳所持者数の推移■

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	
身体障害者手帳所持者	1,949	1,972	2,003	2,028				
対前年比率	-	1.17	1.55	1.23				
療育手帳所持者	381	387	409	420				
対前年比率	_	1.55	5.38	2.62				
精神障害者保健福祉手帳所持者	350	367	403	431				
対前年比率	_	4.63	8.93	6.50				
3障がい合計	2,680	2,726	2,815	2,879				

(単位:人、各年3月末)



## 3 基本目標(平成32年度の将来像)

各項目の目標のうち、市町村が設定する事項について、国基本指針及び埼玉県の考え 方を踏まえ、本市の考え方を設定する。

## (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点の施設入所者のうち、今後、 自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、そ の上で、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

#### 国基本指針の考え方

平成28年度末時点での施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たり、平成 29 年度末 において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度 までの目標が達成されないと見込まれる場合 は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を 目標値とする。

#### 埼玉県の考え方

地域移行者数は国と同様 9%以上とするが、 障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定 しない。

#### 《設定しない理由》

本県の入所待機者は年々増加しており、特に 強度行動障害や重度の重複障害などによる地 域生活が困難な者が多数入所待ちをしている 状況である。

項目	数値	考え方
平成 28 年度末時点の入所者数	51 人	
【目標値】地域生活移行者数	人	平成 32 年度末までに地域生活へ移行する者の目標数

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

圏域及び市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況に関する 目標を設定します。

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
平成32年度末までにすべての市町村ごとに協議会やその専門部会等保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。 医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。 市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。	国基本指針のとおり。

項 目	数値	考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の 場を設置する		

### ちいきせいかつしえんきょてん せいび(3)地域生活支援拠点の整備

障がいのある人の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入・ 対応、専門性、地域の体制づくり等)の集約を行う拠点等(面的な体制を含む)につい て、整備することが求められています。

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
平成32年度末までに各市町村又は各圏域に	国基本指針のとおり。
少なくとも一つを整備することを基本とする。	

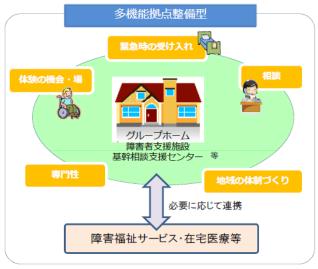
<地域生活支援拠点のイメージ(障害保健福祉関係主管課長会議資料より)>

#### ③地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ)※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。





#### 圏域

施策の推進・連携を図る観点から、市町村より広域的な行政単位として県内を 10 地域に分けた「障害保健福祉圏域」が設定されています。北本市は県央障害保健福祉圏域 (鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町) に含まれています。

## (4) 福祉施設から一般就 労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定します。

#### 国基本指針の考え方

国基本指針のとおり。

埼玉県の考え方

平成28年度の一般就労への移行実績の1.5 倍以上とすることを基本とする。

また、当該目標値を達成するため、就労移行 支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移 行率に係る目標値を設定することとし、就労 移行支援事業の利用者数については、平成32 年度末における利用者数が平成28年度末にお ける利用者数の2割以上増加すること、事業 所ごとの就労移行率については、就労移行支 援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事 業所を全体の5割以上とすることを目指すも のとする。

なお、目標値の設定に当たり、平成 29 年度 末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年 度までの目標が達成されないと見込まれる場 合は、未達成割合を各目標値に加えた割合以 上を目標値とする。

就労定着支援事業による支援を開始した時 点から1年後の職場定着率を8割以上とする ことを基本とする。

一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

項目	数値	考え方
平成 28 年度の 一般就労移行者数	12 人	平成 28 年度に一般就労に移行した者の数
【目標値】 平成 32 年度の 一般就労移行者数		平成 32 年度において一般就労に移行する者の数

項目	数値	考え方
平成 28 年度末の 就労移行支援の利用者数	23 人	平成 28 年度末において就労移行支援を利用していた者の数
【目標値】 平成 32 年度末の 就労移行支援の利用者数		平成 32 年度末において就労移行支援を利用している者の数

項目	数 値	考え方
【目標値】 平成 32 年度末の 就労定着支援の利用者数		平成 32 年度末において就労定着支援を利用している者の数
【目標値】 就労定着支援の利 用者の 1 年後の職場定着率		就労定着支援を利用している者の1年後の職場定着率

## しょう じしえん ていきょうたいせい せいびとう (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の健やかな育成のための発達支援を図るため、障がい児支援の提供体制の整備等について、目標を設定します。

#### 国基本指針の考え方

#### 埼玉県の考え方

① 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

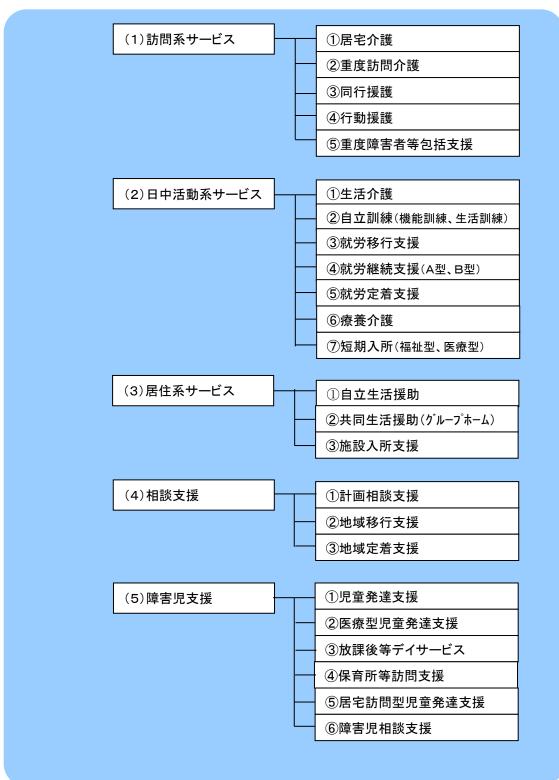
また、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

- ② 平成32年度末までに、主に、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ③ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

国基本指針のとおり。

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	設置	平成 27 年 4 月に設置済み
保育所等訪問支援を利用できる体制 の構築	実施	提供体制の構築済
重症心身障がい児を支援する児童発 達支援事業所及び放課後等デイサー ビス事業所の確保		
関係機関等が連携を図るための協議 の場の設置		

#### 【障害福祉サービス等】



#### 【地域生活支援事業】

(1)理解促進研修・啓発事業
(2)自発的活動支援事業
(3)相談支援事業
(4)成年後見制度利用支援事業等
(5)意思疎通支援事業
(6)日常生活用具給付等事業
(7)手話奉仕員養成研修事業
(8)移動支援事業
(9)地域活動支援センター
(10)その他事業
(1)訪問入浴サービス事業
②更生訓練費給付事業
③日中一時支援事業

#### しょうがいふくしさ ー び す とう み こ りょう **6 障害福祉サービス等の見込み** 量

障害者総合支援法で規定されている障害福祉サービス(相談支援を含む)及び児童福祉法で規定されている障害児通所支援(障害児相談支援を含む)の計画期間におけるサービス見込量については、これまでの利用実績やアンケート調査の結果、国・県の基本的な考え方等を踏まえ、次のとおり推計しました。

# (1) 訪問系サービス

### 1居宅介護

ホームヘルパーが訪問し、自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理等の家事その 他の生活全般にわたる援助を行います。

### (2)重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がいや精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等、また外出時における移動中の介護を総合的に行います。

#### びうこうえんご **3同行援護**

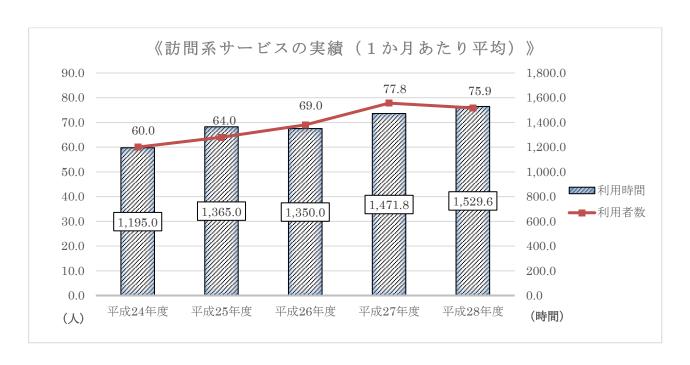
視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他必要な援助を行います。

#### こうどうえんご **4)行動援護**

知的障がい、精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする 人が、行動するときに危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介 護、排せつ、食事等の介護その他必要な援助を行います。

### じゅうどしょうがいしゃとうほうかっしぇん ⑤重度障害者等包括支援

常に介護を必要とし、意思の疎通を図ることに著しい支障がある人で、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある、または、知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対し、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所等複数のサービスを包括的に行います。



1か月あたりの事業実績は、第三期計画期間の初年度である平成24年度では利用者60人、利用時間1,195時間で、続く平成25年度では、利用者数、利用時間ともに増加しましたが、平成26年度には微減しています。

第四期計画期間の初年度である平成27年度では、利用者は77.8人と増加し、利用時間も約1,472時間と増加しました。平成28年度は、利用時間は増加したものの、利用者数は微減となりました。しかしながら、中長期的には増加傾向と想定されます。

アンケート調査結果では、第四期と同様に、特に身体障がい者で利用意向が高くなっています。今後の推移もこうした利用意向を勘案し、また、事業者が増えサービス提供体制も充実してきていることから、利用者数・利用時間とも増加が見込まれます。

[サービス見込量] ※1 か月あたりの利用者数、利用時間

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年	F度	平成 32 :	年度
居宅介護	利用者数	利用者数	利用者数		利用者数	
重度訪問介護		利用有数	利用有数	1	利用有数	ı
同行援護	75.9 人 利用時間	カ 利用時間	、    利用時間	^	利用時間	^
行動援護	1. 529. 6 時間	が用時間 時間		時間	们用时间	時間
重度障害者等包括支援	1, 023. 0 時间	H-17   E	,	바다		바이타

※1 人あたりの平均利用時間を 時間/月として計算

## (2) 日中活動系サービス

#### せいかつか い ご **1)生活介**護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理等の家事その他の生活全般にわたる援助を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。



平成24年度の1か月あたりの利用者は144.5人で、平成25年度までの第三期計画期間中はほぼ横ばいに推移しました。第四期計画期間の初年度である平成27年度は、微増に推移しましたが、平成28年度には1か月あたり平均10人の増となりました。第五期計画期間中は、特別支援学校の卒業者数や「就労移行支援(B型)」の利用が困難な人等を勘案すると、利用者は増加していくことが見込まれます。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	利用者数 158.5人	利用者数 人 利用日数 人日分	利用者数 人 利用日数 人日分	利用者数 人 利用日数 人日分

※1 人あたりの利用日数を 22 日/月として計算

#### 《生活介護の利用者像》

#### 生活介護

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方

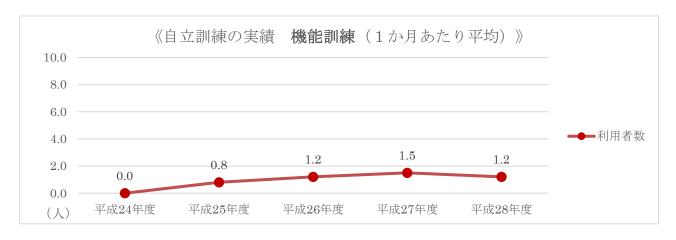
- ① 障害支援区分3以上(施設へ入所する場合は区分4以上)
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上(施設入所の場合は区分3以上)

### ②自立訓練

自立した日常生活または社会生活が送れるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障がい者、難病を患っている方を対象とし、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談、助言その他の必要な支援を行います。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障がい者・精神障がい者を対象とし、入浴、排せつ 及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、 助言その他の必要な支援を行います。





市内には「機能訓練」、「生活訓練」を実施している事業所はなく、市外の施設を利用しており、平成28年度の実績は「機能訓練」が1.2人、「生活訓練」が7.5人となっています。

#### [サービス見込量] ※1 か月あたりの利用者数

[7] [7] [7] [7] [7] [7]				
	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立訓練(機能訓練)	利用者数 1.2人	利用者数 人 利用日数 人日分	利用者数 人 利用日数 人日分	利用者数 人 利用日数 人日分
自立訓練(生活訓練)	利用者数 7.5人	利用者数 人 利用日数 人日分	利用者数 人 利用日数 人日分	利用者数 人 利用日数 日分

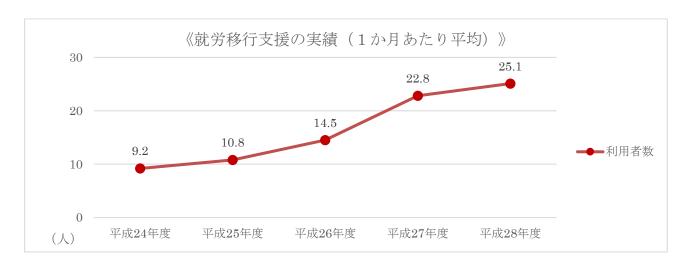
※1 人あたりの利用日数を 22 日/月として計算

#### 《自立訓練の利用者像》

機能訓練	生活訓練
地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上
維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体	等のため、一定の支援が必要な知的障がいの
障がいのある方、または難病を患っている方	ある方・精神障がいのある方。
① 入所施設・病院を退所・退院した方であっ	① 入所施設・病院を退所・退院した方であっ
て、地域生活への移行等を図る上で、身体的	て、地域生活への移行を図る上で、生活能
リハビリテーションの継続や身体機能の維持・	力の維持・向上などの支援が必要な方
回復などの支援が必要な方	② 特別支援学校を卒業した方、継続した通
② 特別支援学校を卒業した方であって、地域	院により症状が安定している方等であっ
生活を営む上で、身体機能の維持・回復など	て、地域生活を営む上で、生活能力の維持・
の支援が必要な方	向上などの支援が必要な方
等	等

### (3)就 労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供 その他の就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、 適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の 必要な支援を行います。



第三期計画期間の初年度である平成 27 年度の利用者は 22.8 人で、以降は徐々に増加しています。平成 25 年 4 月に障害者の雇用の促進等に関する法律等関係法令の改正により、法定雇用率が引き上げられたこと、また、平成 26 年 10 月に市内に就労移行支援を実施する事業所が開設したことも影響していると考えられます。

[サービス見込量] ※1 か月あたりの利用者数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	利用者数 25.1人	利用者数 人 利用日数 人日分	利用者数 人 利用日数 人日分	利用者数 人 利用日数 人日分

※1 人あたりの利用日数を22 日/月として計算

#### 《就労移行支援の利用者像》

#### 就労移行支援

- ① 就労を希望する人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識、技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の人
- ② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人

### (4)就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就 労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

就労継続支援のうちA型は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

就労継続支援のうちB型は、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。





平成28年度の就労継続支援A型利用者(1か月あたり平均)は5.7人、就労継続支援B型の利用者(1か月あたり平均)は58.1人となっています。

就労継続支援A型については、県内でもサービスを実施している事業所は少ないものの、就労志向の高まりから利用者は増加することを想定しています。

就労継続支援B型については、特別支援学校の卒業者数等を踏まえ、平成30年度から平成32年度において利用者数は増加傾向にあると見込みます。

[サービス見込量] ※1 か月あたりの利用者数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援(A型)	利用者数 5.7人	利用者数 人 利用日数 人日分	利用者数 人 利用日数 人日分	利用者数 人 利用日数 人日分
就労継続支援(B型)	利用者数 58.1人	利用者数 人 利用日数 人日分	利用者数 人 利用日数 人日分	利用者数 人 利用日数 人日分

※1 人あたりの利用日数を 22 日/月として計算

#### 《就労継続支援の利用者像》

A型	B型			
企業等に就労することが困難な方であっ	就労移行支援事業等を利用したが一般企			
て、雇用契約に基づき、継続的に就労するこ	業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に			
とが可能な65歳未満の方(利用開始時65歳	達している方などであって、就労の機会等を			
未満の方)。具体的には次のような例が挙げ	通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上			
られます。	や維持が期待される方。具体的には次のよう			
① 就労移行支援事業を利用したが、企業等	な例が挙げられます。			
の雇用に結びつかなかった方	① 就労経験がある方であって、年齢や体力			
② 特別支援学校を卒業して就職活動を行	の面で一般企業に雇用されることが困難			
ったが、企業等の雇用に結びつかなかった	となった方			
方 方	② 50歳に達している方、または障害基礎年			
③ 企業等を離職した方など就労経験のあ	金1級受給者			
る方で、現に雇用関係がない方	③ ①②のいずれにも該当しない方であっ			
等	て、就労移行支援事業者等によるアセスメ			
	ントにより、就労面に係る課題等の把握が			
	行われている方			
	④ 障害者支援施設に入所する方について			
	は、指定特定相談支援事業者によるサービ			
	ス等利用計画の作成の手続きを経た上で、			
	市町村が利用の組み合わせの必要性を認			
	めた方			

等

### しゅうろうていちゃくしぇん **5就労定着支援**

一般企業等へ就労した人の就労に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業・自宅 等への訪問等により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、 必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

平成30年度の改正障害者総合支援法の施行により、新たに創設されるサービス。 就労移行支援の利用者数、一般就労への移行者の増加により、本サービスの利用者も 増加していくと想定されます。

### [サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労定着支援	-	利用者数 人	利用者数 人	利用者数人

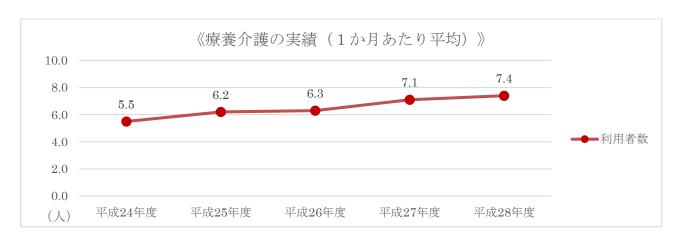
### 《就労定着支援の利用者像》

### 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した方で、就労に伴う環境の変化により生活面の 課題が生じている方

### りょうようかいご

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話を行います。



本市では、第四期計画期間の平成 27 年度、平成 28 年度では 7 名程度の利用者数となっています。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療養介護	利用者数 7.4人	利用者数 人	利用者数 人	利用者数 人

### 《療養介護の利用者像》

### 療養介護

医療及び常時介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS(筋萎縮性側索硬化症)\*患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障がい者で障害支援区分5以上の方

### \*印の付いている用語の説明

#### ALS(筋萎縮性側索硬化症)

Amyotrophic lateral sclerosis の略で、重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患。純粋に運動神経のみが侵され、感覚神経や自律神経など、他の系統の神経は侵されない。

### たんきにゅうしょ ⑦短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、 食事の介護その他の必要な支援を行います。



平成 28 年度の 1 か月あたりの利用者は 21.0 人(福祉型 14.3 人,医療型 6.7 人)となっており、利用者数は増加傾向にあります。

短期入所は、施設や病院から地域移行の促進、アンケート調査結果における潜在ニーズの大きさ等の要素を踏まえると、今後も利用者数は増加していくサービスであると想定されます。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		利用者数	利用者数	利用者数
短期入所(福祉型)	利用者数	人	人	人
应 <del>约</del> 入771(抽缸至)	14.3 人	利用日数	利用日数	利用日数
		人日分	人日分	人日分
		利用者数	利用者数	利用者数
短期入所 (医療型)	利用者数	人	人	人
短期八別(医療空)	6.7人	利用日数	利用日数	利用日数
		人日分	人日分	人日分

※1人あたりの利用日数を福祉型7日/月、医療型7日/月として計算

### 《短期入所の利用者像》

### 短期入所

介護を行う人が疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とし、次に掲げる方。

- ① 障害支援区分が区分1以上である方
- ② 障害児に必要とされる支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する障がい児

# (3) 居住系サービス

### じりっせいかつえんじょ ① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、利用者の理解力、生活力等を補うため適時のタイミングで適切な支援を行います。

平成30年度の改正障害者総合支援法の施行により、新たに創設されるサービス。 施設や病院から地域移行の促進等から、本サービスの利用者も一定の需要があると 想定されます。

### [サービス見込量] ※1 か月あたりの利用者数

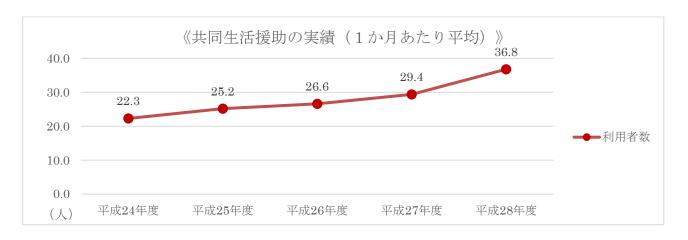
	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	_	人	人	人

### 《自立生活援助の利用者像》

自立生活援助	
障害者支援施設やグループホーム等を利用していた方で、一人暮らしを	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	等

# きょうどうせいかつえんじょ ぐ る ー ぷ ほ ー む ② 共 同生活援助 (グループホーム)

主として、夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護 その他の日常生活上の援助を行います。



平成 28 年度の実績は利用者数 36.8 人で、近年増加の傾向となっています。現在、市内のグループホームは 1 か所で、多くの人が市外のグループホームを利用している状況にあります。

共同生活援助(グループホーム)は、家族等介護者の高齢化、施設や病院から地域移行の促進、アンケート調査結果における潜在ニーズ(特に知的障がい者で高い利用意向)の大きさ等の要素を踏まえると、今後も増加していくサービスであると考えられます。

[サービス見込量] ※1 か月あたりの利用者数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助(グループホーム)	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
7 (1) 1 2 (1) 2 (1) (1)	36.8人	人	人	人

### 《共同生活援助の利用者像》

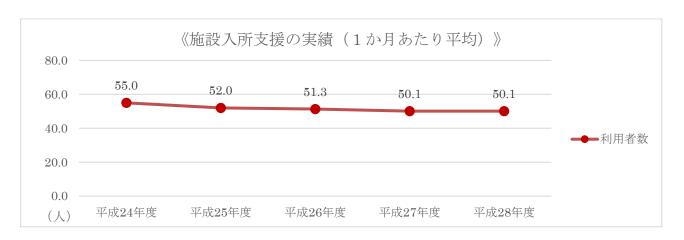
### 共同生活援助

障がいのある人で、共同生活を営む住居の利用を希望する人。

ただし、身体に障がいのある人の利用は、65 歳未満の人、65 歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス等を利用したことがある人に限られます。

### (3) 施設入所支援

施設に入所する障がい者に対して、主として、夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。



近年の入所施設から地域生活への移行の取り組みにより、利用者は少しずつ減少しており、平成28年度の施設入所者は50.1人となっています。

しかし、グループホーム等地域生活が困難な人、施設への入所待機者もいるため、第 五期計画では入所者の削減数の数値目標は設定しません。

[サービス見込量] ※1 か月あたりの利用者数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設入所支援	50.1人	人	人	人

#### 《施設入所支援の利用者像》

### 施設入所支援

夜間において、介護が必要な方、通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者

- ① 生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方(50歳以上の場合は、区分3以上)
- ② 自立訓練または就労移行支援の利用者で、入所により訓練等を実施することが必要で効果的であると認められる方。または、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である方

竺

### そうだんしぇん (4) 相談支援

障害者総合支援法では、相談支援は「計画相談支援」「地域相談支援」に分類されます。 また、地域相談支援は、「地域移行支援」と「地域定着支援」に分類されます。

相談の種別	概  要
計画相談支援	〇 サービス利用支援
	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作
	成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サー
	ビス等利用計画の作成を行います。
	〇 継続サービス利用支援
	支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サー
	ビス事業者等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	〇 地域移行支援
	障害者支援施設、精神科病院、救護施設、刑事施設等を退所する障害者、児
	童福祉施設を利用する 18 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作
	成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等
	を行います。
	〇 地域定着支援
	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保
	し、緊急時には必要な支援を行います。

### けいかくそうだんしえん

サービス利用支援と継続サービス利用支援があります。サービス利用支援は、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。継続サービス利用支援は、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の変更等を行います。

平成27年度に障害福祉サービスの支給決定の際の「サービス利用計画案」の提出が義務づけられたため、第四期計画期間中に利用者は大幅に増加しました。平成30年度以降も障がい福祉サービスの利用者の増加とともに、着実に増えていくと想定されます。

[サービス見込量]

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	673 人	人	人	人

### ないきそうだんしぇん ②地域相談支援

地域移行支援と地域定着支援があります。地域移行支援では、障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。地域定着支援では、居宅において単身等の状況で生活する障がい者に対して、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与します。

地域移行支援については、平成28年度の実績はありませんでした。 地域定着支援については、これまでの利用実績はありません。

[サービス見込量] ※1 か月あたりの利用者数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域移行支援	0人	人	人	人
地域定着支援	0人	人	人	人

## (5) 障害児支援

### じどうはったつしえん **①児童発達支援**

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の必要な支援を行います。

平成27年度-平成28年度では、利用者は減少しています。

### [サービス見込量] ※1 か月あたりの利用者数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	9.1人	利用者数 人 利用日数 人日分	利用者数 人 利用日数 人日分	利用者数 人 利用日数 人日分

※1 人あたりの利用日数を 日/月として計算

### 《児童発達支援の利用者像》

### 児童発達支援

療育の観点から集団療育、個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の児童。 具体的には次のような例が挙げられます。

- ① 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要があると認められた児童
- ② 保育所や幼稚園に在籍しているが、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

### いりょうがたじどうはったつしえん ②医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練その他の必要な支援と治療を行います。

本市では実施体制の見込みが立っていませんが、今後、サービスを必要とする方の状況の把握に努めながら、適宜、サービス量を見込むこととします。

### [サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療型児童発達支援	0人			

### ③放課後等デイサービス

学校の授業終了後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練や、 社会との交流の促進その他の必要な支援を行います。

平成28年度には毎月60人以上の利用があり、利用ニーズも高く、平成30年度以降 も利用者は増加していくことが想定されます。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
放課後等デイサービス	64. 7 人	利用者数 人 利用日数 人日分	利用者数 人 利用日数 人日分	利用者数 人 利用日数 人日分

※1 人あたりの利用日数を 日/月として計算

### 《放課後等デイサービスの利用者像》

#### 放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園、大学を除く。)に就学しており、授業の終了後や休業日に支援が必要と認められた児童

### はいくしょとうほうもんしえん **4保育所等訪問支援**

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行います。

平成28年度には毎月12人程度の利用があり、他のサービスの利用等から平成30年度以降は横ばい若しくは微減の傾向が想定されます。

「サービス見込量] ※1 か月あたりの利用者数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所等訪問支援	12.5人	利用者数 人 利用日数	利用者数 人 利用日数	利用者数 人 利用日数
		人日分	人日分	人日分

※1 人あたりの利用日数を 日/月として計算

### 《保育所等訪問支援の利用者像》

### 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他の 児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、施設において、専門的な支援が必要と 認められた児童

### きょたくほうもんがたじどうはったつしぇん(5)居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し、日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

平成30年度の改正児童福祉法の施行により、新たに創設されるサービス。

新しいサービスであり、提供事業所が見込めないことから、大幅な利用者の増加はしないことが想定されます。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅訪問型児童発達支援	-	利用者数 人 利用日数 人日分	利用者数 人 利用日数 人日分	利用者数 人 利用日数 人日分

※1 人あたりの利用日数を 日/月として計算

《居宅訪問型児童発達支援の利用者像》

#### 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障がい児等で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童

### しょうがいじそうだんしぇ*ん* 6障害児相談支援

児童福祉法では、障害児支援利用計画の作成等を行う「障害児相談支援」が定められています。

概  要
<ul><li>○ 障害児支援利用援助</li><li>障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成</li></ul>
し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児
支援利用計画の作成を行います。 〇 継続障害児支援利用援助
支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

障害児相談支援には、障害児支援利用計画案を作成する「障害児支援利用援助」と、 障害児支援利用計画の検証等を行う「継続障害児支援利用援助」があります。

障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助とを合わせた利用者は、平成27年度には、約130名の利用があり、平成28年度では、200名を超える利用があり、利用者

数は大幅に増加しています。平成30年度以降も、障がい児通所支援サービスの利用者の増加に伴い、徐々に増えていくことが想定されます。

### [サービス見込量]

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児相談支援	215 人	人	人	人

# つというようてき け あ じ たい かんれんぶん や しえん ちょうせい こ ー で い ね ー た ー で 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの はいち 配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要です。このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用者を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担っています。なお、市での配置が困難な場合には、圏域での配置を含めて検討していきます。

### [サービス見込量]

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーターの配置	-	配置人数人	配置人数人	配置人数人

# ちいきせいかつしえんじぎょう み こ 6 地域生活支援事業の見込み

障害者総合支援法で市町村が行うこととされている地域生活支援事業の計画期間におけるサービスの見込みについては、これまでの利用実績やアンケート調査の結果、国・県の基本的な考え方等を踏まえ、次のとおり推計しました。

### りかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう (1)理解促進研修・啓発事業

障がいや障がいのある人等に対する理解を深めるための研修や啓発を通じて、地域 住民への働きかけを行います。

「第三次北本市障害者福祉計画(平成29年3月)」では、基本目標6として「障がいの理解と市民の協働を実現するための基盤づくり」を掲げています。市役所内販売スペース「ひだまり」、「きたもと福祉まつり」や『精神障がい者の明るい未来のために』フォーラム等によるふれあいの機会の創出、また、人権教育・啓発事業として、人権教育啓発資料「ふれあい」「けやき」「じんけん」の作成・配布や生涯学習人権講座研修会の実施等を行っています。これらの事業を実施することによって、今後も障がいや障がいのある人等に対する市民の理解が深まるよう取り組みを進めます。

### じはってきかつどうしえんじぎょう (2) 自発的活動支援事業

障がいある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいの ある人やその家族、地域住民による自発的な取り組みを支援します。

ボランティアの普及・育成を進めるほか、障がいのある人の介護者のための家族教室を開催する等、障がいのある人や介護者同士の情報交換・交流の場の確保に努めます。また、障がいによる災害弱者の円滑な避難誘導・救助に向けて、地域福祉計画や地域防災計画に基づき、避難行動要支援者名簿等の整備を進め、地域ぐるみの協力体制の確立を図ります。

### そうだんしぇ んじぎょう (3) 相談支援事業

障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を提供することや、権利擁護のために必要な支援を行うことにより、障がいのある人などが自立した日常生活や社会生活を営むことができるような相談支援体制を整えます。

本市では、平成19年度に障害者相談支援事業を2箇所で実施し、鴻巣市と共同で自立支援協議会を設置しました。障害のある人等の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

今後も、引き続き、相談支援体制を充実させ、障がいのある人が主体的にサービスを 選び、自立した地域生活を継続できるよう努めます。

また、障がいのある人やその家族からの専門的な相談に対応できる相談支援事業者 を確保するとともに、市と相談支援事業者との連携を強化するように努めます。

さらに、自立支援協議会を中核と位置づけ、本市の実情にあった相談支援体制の構築 を進めていきます。

なお、障害者総合支援法では、市町村は「基幹相談支援センター」を設置することができることとされています。本市においても、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である「基幹相談支援センター」の設置に向けた検討を引き続き進めていきます。

#### [サービス見込量]

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	2 箇所			
地域自立支援協議会	設置			

### 《鴻巣北本地域自立支援協議会の組織図》

#### 《障害者相談支援事業》

#### 事業の概要

地域の障がいのある人等の福祉に関する各般の問題につき、障がいのある人等、障がい児の保護者又は障がいのある人等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。本市では、現在、2箇所の指定特定・一般相談支援事業者に委託して、事業を行っています。

### せいねんこうけんせいどりょうしえんじぎょうとう(4)成年後見制度利用支援事業等

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者、精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいある人の権利擁護を図ります。

### [サービス見込量]

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	0人	人	人	人

### 《成年後見制度利用支援事業》

### 事業の概要

障がい福祉サービスの利用等する知的障がい者、精神障がい者に、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる場合に、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について補助を行い、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいある人の権利擁護を図る。

# いしそつうしえんじぎょう

(平成24年度までは、コミュニケーション支援事業)

聴覚、知的、発達、高次脳機能、重度の身体の障がい等や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

平成28年度の派遣件数は、手話通訳者477件(利用実人数30人)、要約筆記者14件(利用実人数2人)となっています。





今後も、定期的に手話通訳者養成のための講座を開催し、手話通訳者の確保に努めます。また、要約筆記者については、派遣機関との連携により、サービス提供の体制の確保に努めます。

### [サービス見込量] ※年度ごとの利用実人数、派遣件数

TO THE STATE OF TH					
	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
手話通訳者派遣	利用実人数 30 人	利用実人数 人	利用実人数 人	利用実人数	
	派遣件数 477 件	派遣件数 件	派遣件数 件	派遣件数 件	
	利用実人数	利用実人数	利用実人数	利用実人数	
要約筆記者派遣	2 人	人	人	人	
女们手配名派造	派遣件数	派遣件数	派遣件数	派遣件数	
	14 件	件	件	件	

### 《意思疎通支援事業》

### 事業の概要

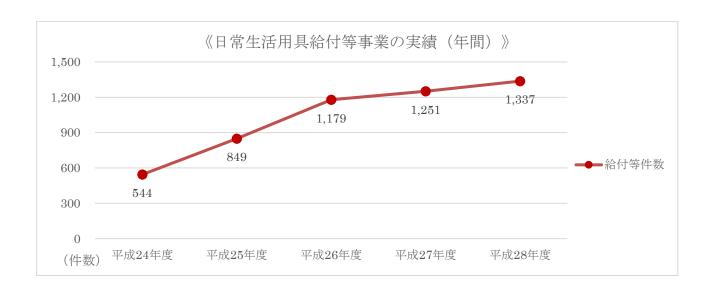
手話通訳者、要約筆記者を派遣し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等とその他の者の意思疎通を支援する。

# にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう(6)日常生活用具給付等事業

障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付、貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、障がいのある人等の福祉の増進を図ります。 給付等の実績は増加傾向にあり、平成28年度は1,337件の給付等を行いました。

### 給付等品目例

①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	設置に小規模な住宅改修を伴う用具



今後も、障がいのある人が必要とする日常生活用具の情報を提供し、適切に給付するように努めます。

### [サービス見込量] ※年度ごとの給付件数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	2 件	件	件	件
自立生活支援用具	5 件	件	件	件
在宅療養等支援用具	7 件	件	件	件
情報・意思疎通支援用具	14 件	件	件	件
排泄管理支援用具	1308 件	件	件	件
居宅生活動作補助用具	1件	件	件	件
(住宅改修費)				
合計	1,337件	件	件	件

### 《日常生活用具給付等事業》

### 事業の概要

日常生活上の便宜を図るため、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者等に、厚生労働省が示す要件を満たす 6 種(介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具)の用具を給付、貸与する。

# しゅわほうしいんようせいけんしゅうじぎょう(7)手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語い、手話表現技術を習得した人を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等の自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援する手話奉仕員を養成する研修を行います。

今後も、手話奉仕員養成のための講習会等を開催し、手話奉仕員の確保に努めます。

### [サービス見込量] ※養成講習修了見込者数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	8 人	人	人	人

### 《手話奉仕員養成研修事業》

### 事業の概要

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会 話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。

### いどうしえんじぎょう (8)移動支援事業

屋外での移動が困難な人について、地域における自立生活及び社会参加を促すこと を目的として、外出のための個別移動支援を行います。

平成 28 年度の 1 か月あたり平均の利用人数は 30 人、利用時間は 400 時間となっています。



今後も、移動支援事業の必要量を的確に把握し、必要とする人へ、適切にサービスが 提供できる体制の確保に努めます。また、障がい者が適切なサービスを利用できるよ う、サービス提供事業者が専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう働きかけて います。

[サービス見込量] ※1 か月あたり利用人数、利用時間

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	利用実人数 30 人 利用時間	利用実人数 人 利用時間	利用実人数 人 利用時間	利用実人数 人 利用時間
	400 時間	利用时间 時間	時間分	時間分

※1 人あたりの利用時間を 時間/月として計算

### 《移動支援事業》

### 事業の概要

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

# ちいきかつどうしえんせん たー(9)地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う 地域活動支援センターを設置しています。

現在、「地域活動支援センターかばざくら」(市内)と「生活支援センター夢の実」(鴻巣市)の2か所の地域活動支援センターがあります。どちらも精神障がい者の利用が中心となっていますが、知的障がい者の利用もあります。

今後は、その他の日中活動系のサービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等)の実施状況や、市内における様々な日中の活動の状況を把握しながら、障がいのある人たちの日中活動の場の確保に努めていきます。

[サービス見込量] ※利用者数は1か月あたりの利用実人数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援力等力	2 か所	か所	か所	か所
地域活動支援センター	33 人	人	人	人

# (10) その他の事業

### (まうもんにゅうょく さー び す じぎょう )訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な身体障がい者に対して、特殊浴槽を使用して、自宅で、身体の 清潔の保持、心身機能の維持等を図るための入浴サービスを提供します。

利用実績は、平成27年度が4人、平成28年度が3人となっています。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用実人数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス事業	3 人	人	人	人

### こうせいくんれんひきゅうふじぎょう

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方(ただし、障害福祉サービスに係る利用者負担額の生じない方、またはこれに準ずるとして市が認めた方)に、更生訓練費を給付します。

利用実績は、1 か月あたりの実利用人員で、平成 27 年度は 9 人、平成 28 年度は 13 人となっています。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用実人数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
更生訓練費給付事業	13 人	人	人	人

## ③日中一時支援事業

障がいのある人の見守りやその家族の就労支援、日常的に介護している家族の一時 的な休息を目的として、障がいのある人に日中活動の場を提供します。

利用実績は、1か月あたりの実利用人員で、平成27年度は5人、平成28年度は6人となっています

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用実人数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	6人	人	人	人

### さ - び すみこみりょういちらん **《サービス見込量一覧》**

# しょうがいふくし さ ー び す 【障 害福祉サービス等】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	備考
訪 問 系 サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援				1 か月あたりの利用時間 1 人あたりの利用時間を 1 人あたりの利用時間/月として計算
	生活介護				
	自立訓練(機能訓練)				1 か月あたり の利用者数、
	自立訓練(生活訓練)				初州有数、   利用人日   1 人あたりの
	就労移行支援				1 人のたりの 利用日数を 22 日/月として
	就労継続支援(A型)				計算
日中活動系サービス	就労継続支援(B型)				
	就労定着支援				1 か月あたり の利用者数
	療養介護				1 か月あたり の利用者数
	短期入所(福祉型)				1 か月あたりの利用者数、利用人日
	短期入所(医療型)				1 人あたりの 利用日数を 日/月として 計算
	自立生活援助				1 か月あたり の利用者数
居 住 系 サ ー ビ ス	共同生活援助(グループホーム)				1 か月あたり の利用者数
	施設入所支援				1 か月あたり の利用者数
	計画相談支援				_
相談支援	地域移行支援				1 か月あたり の利用者数
	地域定着支援				1 か月あたり の利用者数

### しょうがいじつうしょしえんとう 【障害児通所支援等】

			平成 31 年度	平成 32 年度	備考
	児童発達支援				1 か月あたり の利用名数、 利用人の 1 人あたりの 利用日数と 日/月として 計算
	医療型児童発達支援				_
障牙近	放課後等デイサービス				1 か月あたり の利用名数、 利用人あたりの 利用日数を 日/月として 計算
	保育所等訪問支援				1 か月あたり の利用人日 1 人あたりの 利用日かを 1 人用日数を 日/月と 計算
	居宅訪問型児童発達支援				1 か月あたり の利用者数、 利用人日 1 人あたりの 利用日数を 日/月として 計算
	障害児相談支援				1 か月あたり の利用者数、 利用人日 1 人あたりの 利用日数を 日/月として 計算
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置				配置人数

### ちいきせいかっし えんじぎょう 【地域生活支援事業】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	備考
<b>七头士运声</b> 类	障害者相談支援事業				_
│ 相談支援事業 │ │	地域自立支援協議会				_
成年後見制度利用支援事業					年度ごとの利 用人数
意思疎通	手話通訳者派遣				年度ごとの利
支援事業	要約筆記者派遣				用実人数、派 遣件数
	介護・訓練支援用具				
	自立生活支援用具				
	在宅療養等支援用具				
日常生活用具 給付等事業	情報・意思疎通支援用具				年度ごとの給 付等件数
和刊等事業 	排泄管理支援用具				· 刊 寺什奴 -
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)				
	合計				
手話奉仕員養成	手話奉仕員養成研修事業				養成講習修了 見込者数
移動支援事業					1 か月あたり 利用時間 1 人あたりの 利用時間を 時間/月とし て計算
地域活動支援センター					1 か月あたり の利用実人数
	訪問入浴サービス事業				1 か月あたり の利用実人数
その他の事業	更生訓練費給付事業				1 か月あたり の利用実人数
	日中一時支援事業				1 か月あたり の利用実人数

- (1) 訪問系サービス
- にっちゅうかつどうけい さ ー び
- (2) 日中活動系サービス
- きょじゅうけい さ ー び す
- (3) 居住系サービス
- そうだんし え んじぎょう (4)相談支援事業
- しょう じしえん
- 障がい児支援 (5)
- ち い きせいかつし え んじぎょう (6)地域生活支援事業

りょう 料 沓

7

さくていけ いか

- (1) 策定経過
- きたもとしだ い ご きしょうがいふく しけいかくおよ びだいいっきしょうがいじふく しけいかく (2) 北本市第五期障害福祉計画及び第一期障害児福祉計画 さくていいいんかいせっちきてい 策定委員会設置規程
- きたもとしだ い ご きしょうがいふく しけいかくおよ びだい いっきしょうがいじふく しけいかく (3) 北本市第五期障害福祉計画及び第一期障害児福祉計画 さくていいいんかいい いんめいぼ 策定委員会委員名簿
- きたもとしだ い ご きしょうがいふく しけいかくおよ びだいいっきしょうがいじふく しけいかく (4) 北本市第五期障害福祉計画及び第一期障害児福祉計画 さくていかんじかいせっちきてい 策定幹事会設置規程
- きたもとしだ い ご きしょうがいふく しけいかくおよ びだいいっきしょうがいじふく しけいかく (5) 北本市第五期障害福祉計画及び第一期障害児福祉計画 さくていかんじかいかんじめいぼ 策定幹事会幹事名簿